

## 「香取市まちづくり条例（案）」に対する パブリックコメントの実施結果について

「香取市まちづくり条例（案）」について実施したパブリックコメントの結果について、次のとおり報告いたします。

### 1. 意見募集の結果概要

意見の募集期間	平成22年12月15日～平成23年1月17日
意見の提出件数	提出者数： 2名 意見件数： 16件
意見への対応等	意見を参考に案を修正したもの： 0件

### 2. 意見募集の結果概要

No.	意見の内容（主旨）	意見に対する市の考え方	修正有無
1	「市民協働によるまちづくり」の基本的な精神等を謳った市民協働指針「かとりの風」により、「どんな地域を目指すのか」や「私たちの申し合わせ」を市で取り組んだ結果として、各地域がどのような状況になったのか検証し、公表してはどうでしょうか。	市民協働指針「かとりの風」は、総合計画の基本理念である「市民協働による暮らしやすく人が集うまちづくり」を進めるための、市民協働の考え方や行動規範などを示したもので、平成20年度に策定したものです。 本条例は、この市民協働指針の考え方をもとに、指針の策定に引き続き「市民協働によるまちづくり」を実践していくための仕組みとして、策定を進めてきたものです。 現在は市民協働指針「かとりの風」の取組が始まったばかりであり、ご指摘の検証については、本条例の実践による実証を通じて、一定の期間をおいた後に検証されるものと考えます。	無
2	「まちづくり条例」の「まちづくり」から受けるイメージは、一つには再開発や区画整理などの物的環境の整備がある。今回の条例は、内容的には地域住民の考え方、活動等を主としたものであり、名称を「ま	ご指摘のとおり「まちづくり」には物的環境整備といったハード面のイメージもありますが、住民が「互いに助け合い暮らしやすい豊かな地域をつくっていく」といった地域住民の生活環境の向上や、地域の活性	無

	ちづくり条例」とするよりも「市民協働地域条例」としたほうが市民に受け入れられるのではないか。	化のための活動などのソフト面を指して称する例も多くあります。 「まちづくり」は住民の参加(参画)の差こそあれ、市民協働なしにはありえないとも言われており、「まちづくり」は市民協働によって取り組むことが前提となりますので、あえて「市民協働の」と言わず「まちづくり条例」としています。	
3	地域課題があるにもかかわらず、地域の合意が得られないなどの理由で住民自治協議会が設置できない地域は、解決に向けた活動に取り組むことができない。このような場合、市はどのような対応を図るのか。	この制度により「市民活動支援センター」を新たに設置します。市民活動支援センターは、住民自治協議会の設立に向けた協議の場である検討会や設立準備会などを積極的に開催していきます。制度の意義や住民自治協議会の必要性についての共通理解、合意形成が図られるよう積極的に話し合いを進めていきます。	無
4	6条で規定する住民自治協議会の登録要件の7項目の活動内容は、市が「市民のために考える項目」であり、市の各課が管理したり相談を受けているものだと思うが、あらゆる部門にわたるため、地区担当職員にはかなりの負担になるのではないか。また、地区担当職員は財政的な獲得もできる職員なのか。	7項目の活動内容については、同様の取組をしている他の自治体における住民活動の例を参考に、想定される活動を整理したもので、各活動主体等が連携協力し活動することで地域課題の解決が図れるものとして考えています。 ご指摘のとおり、7項目は市の業務との関係でいえばあらゆる部門にわたりますが、地区担当職員はチーム制をとることによって、それぞれの知識や経験等を生かして、対応することができると思いますし、地区担当職員で対応が難しいものについては、関連する部署と連絡調整を図りながら、対応していくこととなります。 財政的な支援である補助金については住民自治協議会ごとに上限が設定され、活動経費に応じた補助金額を交付する制度となっています。	無
5	説明時に「住民自治協議会が順調に活動するようになれば、支援センターは解消する」というような発言があったが、市民活動を積極的に推進するのであれば、「市民活動推進課」が新設された経緯等から、各部	住民自治協議会への支援については、市民活動推進課内に佐原、小見川、山田、栗源の4箇所「市民活動支援センター」を新設することで、「市民協働によるまちづくり」の積極的な推進を図ります。	無

	<p>の市民活動に係わる項目を整理集約して、より強力な課として対応するほうが将来的にも、地域の為に良いと思う。</p>	<p>市民活動支援センターの体制については、住民自治協議会が、順調に活動するようになることによる業務量の変化に応じて、人員配置も異なってくると思っています。</p>	
6	<p>12条の地区担当職員制度の解説を読むと、「行政とのつなぎ役」となっているが、地区担当職員は他に担当する業務があり、住民自治協議会の支援は片手間なものなのか。地区担当職員の役割を明確にし、地域と対等な立場で市の考えを言えるようにしてはどうか。</p>	<p>「市民活動支援センター」の4箇所には専任の職員を配置しますが、「地区担当職員」は住民自治協議会ごとに、本来業務を行いながら兼務で行います。</p> <p>これは、なるべく多くの職員がこの制度にかかわることで、全庁的な「市民協働」の取組を促進したいとの考えから、兼務としました。</p> <p>地区担当職員は住民自治協議会と対等な立場で、パートナー、あるいは相談役として、活動の際の関係部署との連絡調整や、協議の場での相談や助言、情報提供などを行います。</p>	無
7	<p>13条の「市民協働専門家委員会」の委員には、自分たちの地域のこと分かっている人を選定してはどうか。外部の人を委員に選定する場合は手当無しのボランティアで設置することを要望する。副市長を委員長とし各部長を委員とする委員会がいいと思う。</p>	<p>「市民協働によるまちづくり」が効果的に行われるような助言等をいただくため、市民協働に関連する法律の専門家や十分な知識を持った研究者、まちづくりプランナーなどの中から構成したいと考えていますが、具体的にはこれから検討を進めていきます。</p> <p>なお、外部の委員については、「香取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に基づき、報酬を支払うべきと考えます。</p>	無
8	<p>市民の代表として議員が選ばれているが、このような市民協働活動において議員がどのような役割を担うのかが記されていない。市民協働指針「かどりの風」では、「私たちの申し合わせ（協働の原則）」の「私たち」に議会を含めている。佐原区、小見川区、山田区、栗源区の地域を代表している方が選ばれていると思われる議員の方々の役割を入れたほうが、より議員の方々が身近に地域の活動に参画できるのではないか。議員の方々の役割を検討してほしい。</p>	<p>他市では、自治基本条例として、市、住民、議会、議員などについての役割や責務などを規定している例もありますが、本条例では「まちづくり」を実践していくことに重点を置いた、「住民自治協議会」とその活動を中心に規定したものですので、住民や市の責務といったものや議員の役割等については規定していません。</p>	無

9	<p>町内会や子供会、消防団、社会福祉協議会等々が地域で活動するには、かなりの活動費がかかる。市は住民自治協議会の活動に対する財政的支援によってどの程度の効果を期待しているのか。</p> <p>また、この活動は地域が満足すればよいのか。</p> <p>地域の活動のレベルをどの程度と考えているのか。</p>	<p>多様化する地域課題に対して各活動主体等が連携協力し、自分たちの地域を良くしようと話し合い、活動することが重要と考えています。</p> <p>制度設計の際に参考とした先進地では、あまり費用をかけずにいろいろな活動を行っている事例などもあります。活動方法などの工夫によって、より効果的な活動を展開していくことが期待されます。</p> <p>市民活動支援センターと地区担当職員は、情報交換をし、先進事例や他の住民自治協議会の良い点を担当する住民自治協議会に反映させるように努めていきます。また、市民協働専門家委員会では、活動に関する専門的な立場からの助言を行います。このような制度によって、市内全体が良くなることを期待しています。</p>	無
10	<p>条例第3条(基本理念)第4条(市民協働の原則)について、市役所全体としてどのように具体化していくのか。ハンドブックの作成のみならず悉皆研修や住民と同じ場における研修活動(民間主催行事への職員の積極的参加など)の意識向上への取組が期待されます。</p>	<p>「市民協働によるまちづくり」を推進する上で、市職員の意識向上が重要であると考えています。</p> <p>本年度はその第一歩として、全職員を対象とした、制度への理解を深めるための研修会等を開催しています。</p> <p>今後も継続して浸透を図り、意識向上に努めます。</p>	無
11	<p>住民自治協議会の登録要件の7項目の活動内容について確かに住民の要望するものに対応するものですが、特定非営利活動促進法(NPO法)第2条別表のような「子どもの健全育成」「地域安全活動」「人権擁護」「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」といった表現のほうが具体的でわかりやすいと思いますが。</p>	<p>特定非営利活動促進法(NPO法)第2条別表では17項目が示されており、具体的な表現となっています。</p> <p>本条例では「住民自治協議会」が実施する活動として想定されるものを具体的な表現で列挙するには多種多様となるため、ある程度集約し多様な活動を包含できるような表現を用い、先進事例などを参考としながら、7項目として表現しています。</p>	無
12	<p>第6条で「他の住民自治協議会の活動と重複しないこと」とありますが、「水系の環境保全」の場合、上流・下流を合わせて活動する必要があるなどの場合はどのような対応となりますか。</p>	<p>住民自治協議会の活動範囲を越えるものについては、住民自治協議会同士が協議を行い、共に地域の課題として位置づけることに合意し、役割分担などを行い、活動を実施していくということで対応が可能と考え</p>	無

	<p>同じように祭礼に伴う伝統行事の維持の場合、氏子・檀家の範囲が重複する場合もあるかもしれません。</p>	<p>ます。</p>	
13	<p>第8条は行政の側からの登録の取り消しを規定しておりますが、住民の側からの申し出による登録抹消の場合も考慮されておりますでしょうか。</p> <p>役員等推進者が不在になってしまったとか、活動が低迷してしまったとか、他の住民自治協議会と併合するとかという場合も想定されます。</p>	<p>別に定める施行規則の中で、ご指摘のような場合についても対応できるよう考慮しています。</p>	無
14	<p>11条・12条の行政による相談支援・助言においては、ワンストップとなるよう市役所内の連絡・連携体制を具体的に定めてください。</p> <p>各区事務所では「聞いていない」「本庁でないとわからない」という状況がありますが、地区担当職員が速やかに判断できるよう庁内の意思疎通システムを作る必要があると思います。</p>	<p>市民活動推進課内に佐原、小見川、山田、栗源の4箇所「市民活動支援センター」を設置し、住民自治協議会からの活動等の問い合わせや相談などに対応します。</p> <p>ご指摘のとおり「地区担当職員」と「市民活動支援センター」との相互の連携が重要と考えており、制度の運用がスムーズに行えるよう努めます。</p>	無
15	<p>本条例案は「住民自治協議会の設立」に力点が置かれているように感じます。地域における総合的な問題の解決には、地縁を基礎にしたこの様な組織活動が必要です。</p> <p>ただ大きな問題は、地域の担い手が不足しており、自治会や地区社協などの活動と推進者（役員）が、かなり重複しているように感じます。</p> <p>役員に過重な負担がかからないよう、出来る限り各活動主体の包括化を進めていくことが望ましいと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり役員の負担の軽減を図ることは重要と考えています。</p> <p>「住民自治協議会」という新たな仕組みを活用し、多様な活動を展開していく中で、地域住民の活動への理解や参加を広げていくことが、新たな担い手を見出し、育成していく機会になると考えています。</p>	無
16	<p>集落・町内会といった地縁ではなく、香取市全体をエリアとした、家庭・個人にかかわる個別の具体的な困難を抱える当事者や、積極的な自己実現の目標を持つ人たちが、一つのテーマを持って集い、結果として住みよい地域を作ることになる組織</p>	<p>今回の「まちづくり条例」では、「住民自治協議会」の活動範囲について、小学校区という範囲の地縁に着目し規定しているものです。</p> <p>ご意見は、小学校区を区割りとして「市民協働による住民自治の仕組み」を全市的に展開していくという</p>	無

	<p>に対して、行政が財政的支援や相談などの支援を行うことを定めた規定を欲しています。</p> <p>また、そのような団体において香取市では当事者が少人数であって、東総地区のような広いエリアでなければ活動できない団体への支援を検討賜りたい。</p> <p>こうした活動に参加したくてもできない事情（保育や介護）などがある住民に対する支援などについても、地域中核生活支援センターや民間相談支援機関の活動を参考に、規定を設けていただきたい。</p>	<p>本条例の主旨とは異なるものと考えます。従いまして、ご意見のような規定を設けることは馴染まないものと考えます。</p> <p>なお、今回いただいたようなご意見があることは意識してまいりたいと考えます。</p>	
--	--	--	--

### 3. 問合わせ先

香取市役所 企画財政部 企画政策課  
 TEL 0478-50-1206/FAX 0478-52-4566